

被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件を 満たすことを明らかにする明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る
国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例
法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良
賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この
規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下
「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償
却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結
法人が震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者
向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場
合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条
の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合
を含みます。）において、東日本大震災の被災者等に係る
国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2
第2項に規定する共同住宅又は長屋に係る各独立部分の
賃貸が同項第5号に規定する公募の方法により行われた
旨を明らかにする場合に記載します。
なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人
ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法
人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載し
ます。
- 3 「共同住宅又は長屋の全体の戸数2」には、その共同
住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。
- 4 「公募の対象とした独立部分3」には、公募の対象と
した被災者向け部分の戸数及び室番号を記載します。
- 5 「公募の方法4」には、その独立部分について行った
公募の方法（東日本大震災の被災者に優先して賃貸する
ことが明らかにされているものに限り、）を、例え
ば「テレビ広告」、「インターネット広告」、「新聞廣
告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」など
のように具体的に記載します。
- 6 「公募を実施した地域6」には、その共同住宅又は長
屋について実施した公募対象地域を、例えば、「宮城県
内全域」などのように具体的に記載します。
- 7 「応募者の範囲8」には、応募者の範囲につき制限を
している場合に、その制限の内容を記載するとともに、
その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。
- 8 「賃借人の選定方法9」には、賃借の申込みを受理し
た件数が、公募を行った独立部分の戸数を超えるような
場合における賃借人の選定方法について、例えば「東日
本大震災の被災者を優先して賃貸」などのように具体的
に記載します。
- 9 「備考」欄には、上記7による記載事項のほか、1回
の公募で募集を行った戸数を満たす数の賃借人が選定さ
れなかった場合又は賃借人を選定した後において賃借人
が入居しなかった場合若しくは退去した場合の賃借人の
募集方法（これらの場合の募集も公募の方法によること
が必要です。）を記載します。